

## 令和8年度 八王子市立打越中学校 いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、令和7年度打越中学校教育課程、学校経営、生活指導基本事項に基づきこの方針を策定する。

### 1. 基本方針

#### 第十三条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌しその学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。



#### 「打越中学校 基本方針」

すべての教職員が、「いじめほどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

### 2. 指導の重点

- (1) いじめ防止の3本柱「規律」「学力」「自己有用感」の育成に取り組む。
- (2) 「ふれあい月間」や学校全体や学年および学級での取り組みにより、集団の一員としての自覚をもたせ、責任ある行動が身に付くよう促す。また、思いやりと信頼に基づく人間関係を重視して、いじめを生まない集団を育てる。
- (3) スクールカウンセラー等を活用して教育相談の充実を図るとともに、個々の生徒に対する共通理解を深め、不登校生徒を減らし、一人一人の生徒の自立と成長を促す。

### 3. 未然防止・早期発見のための手立て

- (1) 特別の教科道徳・体験教育の充実
  - ・特別の教科道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
  - ・コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- (2) 4人班を基本とした「学び合い」の授業や活動を意図的、計画的に行い、生徒のコミュニケーション能力の育成を図るとともに、互いを認め尊重し合う、「人に優しい」集団づくりを行う。
- (3) 「ふれあい月間」などを通じて、いじめに関する生徒アンケートを実施し、生徒

一人一人の実態の把握に努める。

- (4) 教育相談週間を設け、担任と生徒、保護者との二者又は三者面談を実施する。
- (5) 「子ども見守りシート」による保護者からの相談について、いじめ対策委員会にて、対応を協議し適切に対処していく。
- (6) スクールカウンセラーを3名配置し、相談活動の充実を図る。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
  - ・生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
  - ・学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- (8) 1年生対象のスクールカウンセラーによる全員面接を1学期に行い、新入生の中学校入学時の不安解消と個々の生徒の状況を把握する。
- (9) 生徒会を中心に生徒が主体となり、いじめに関する学級討議を行い、いじめ防止ポスターの制作等、「いじめ」撲滅に向けた取組を通して生徒一人一人の意識の向上を図る。
- (10) いじめチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- (11) いじめ防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。
- (12) 年度初めに生徒、保護者、地域、関係機関等へ「いじめ防止基本方針」を提示し共通理解を図る。
- (13) Q-U テストを6月に実施し、学級集団の状況や生徒一人一人の学校生活への満足感を把握し「いじめが起りやすい土壌」がないかを客観的に分析する。

#### 4. 校内組織

##### (1) 「いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめの防止等の対策のための組織を設置して毎週一回の会議を行う。その中で生徒の情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめ対策委員会を中心に「いじめ防止基本方針」を点検し、必要に応じて見直しを行う。

「いじめ対策委員会」の構成メンバー

- ・校長・副校長・いじめ対策コーディネーター・生活指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーで構成する。

##### (2) 「緊急いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめの事例が発覚したとき、いじめ対策委員会を開催し、サポートチームを編成する。
- ・校長・副校長・いじめ対策コーディネーター・生活指導主任・養護教諭・スク

ールカウンセラー・当該学年主任とする。

・事例に応じて学級担任、部活顧問など必要なメンバーを招集する。

・サポートチームは事例ごとに結成し、解決した時点で解消する。

#### 5. 発生時の対応

- (1) いじめの事実確認を行う。
- (2) いじめを受けた生徒とその保護者と連絡を取り情報を共有する。
- (3) いじめを行った生徒に対しては、その行為がいじめに該当することを話し、同様の行為を行うことのないよう指導する。その指導について保護者への説明を行い、理解を得る。
- (4) 教職員間で共通理解を図り、連携を図る。
- (5) 教育委員会や関係機関と連携し、解決に向けての対応を行う。

#### 6. 「学校いじめ防止基本方針」の改定

- (1) 4の(1)にあることを基本とし、いじめ対策委員会により検討を行い、改定について運営委員会に提案する。
- (2) 運営委員会に提案した改定案に異議がなければ、提案内容を決定事項とする。
- (3) 改定した「学校いじめ防止基本方針」を学校運営協議会に報告する。